

## 申15号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」団体交渉を行う！ 201

### 【線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入】

第1項 モニタリング装置導入にあたっては、全社員に対する教育を十分に行う必要があるため一定期間担当者を配置すること。

#### 組合

担当者に責任を持たせ、中心としての人材育成を。

担当者は2名か。

#### 会社

一定期間ではなく、装置の担当者として配置していく。

必ずしも2名ではないが、現場の声を聞いていく。

第2項 材料モニタリングは年6回実施する事となるが、実施内容としては検査か調査か明らかにすること。

#### 組合

位置付け的には検査か調査か。

冬期はデータが取れないが、どうするか。

徒歩巡回で年4回行うが、材料モニタリングで確認できない箇所は徒歩で行うのか。

#### 会社

言葉的には「巡視」という位置付けとなる。

4月から11月までで6回データが取ればよい。

材料モニタリングで確認できるのは年6回、できないのは年4回となる。

第3項 材料モニタリングデータは各自のJoi-net端末からアクセスできる時期を明確にし、モニタリング専用端末は2台とすること。

#### 組合

現在1台配備しているが、もう1台があれば、業務的にも教育的にも効率的となる。

#### 会社

現在の1台は今後も配備する。  
業務の観点から2台必要だとは思っていないが、  
定着させる観点や教育の観点からモニタの配備は検討する。

第4項 材料モニタリング装置が故障した場合は徒歩等による巡視となるが実施する場合の判断や具体的なフローを明らかにすること。

#### 組合

最終的な判断での徒歩巡回となるが、その際のフローを出すべき。

故障の判断は。復旧期間は。

#### 会社

支社としての基本的な考えは出していく。

故障に関しては日々データを取得しているので、すぐにわかる。  
予備は、東京にあるが、車両取り等を考えると1ヶ月~2ヶ月かかる想定している。